

当院では看護師による特定行為を実施しています

特定行為とは？

特定行為とは高度で専門的な知識・技能を身につけた看護師が、医師による手順書をもとに行う診療の補助のことを言います。

38 の特定行為があり、どの特定行為研修を修了したかで対応できる特定行為が異なります。

[* 特定行為の詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください](#)

なぜ特定行為が必要なの？

医療の高度化・複雑化が進むなかで安全で質の高い医療を提供するためには、それぞれの医療従事者が高い専門性を発揮しつつ互いに連携し、患者さんの状態に応じた適切な医療を提供することが求められています。こうした中で、看護師には患者さんの状態を見極め、必要な医療を適切なタイミングで実施するなど、速やかに対応する役割が期待されています。

在宅や施設でも特定行為を実施できる看護師が増えることで医師がすぐに対応できない場合でも、患者さんの症状にあわせて必要で適切な処置ができることは患者さんにとっても医療者にとっても大きなメリットとなります。

看護師特定行為の実施について

当院では、医師の指示に基づき、特定行為研修を修了した看護師が診療の補助として特定行為を実施しております。安全性に十分配慮したうえで、患者さんの状態に応じた迅速かつ適切な医療提供を目指しています。ご理解とご協力をお願いいたします。

特定行為に関する包括同意について

特定行為については、個別の行為ごとに同意を得ることなく手順書の発行をもってご了承（包括同意）いただいております。特定行為への同意はいつでも拒否することができます。ご同意いただけない場合は、特定看護師へお申し出ください。また、拒否したことにより、治療および看護上の不利益を被ることはありません。

当院で実施している特定行為区分

- 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連（気管カニューレの交換）
- 創傷管理関連（褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去）
- 瘻孔管理関連（胃ろうカテーテルもしくは胃ろうボタンの交換）
- 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連（脱水症状に対する輸液による補正）

特定行為に係る相談窓口

特定行為に関するご意見やご相談、特定行為に同意がいただけない場合は、特定看護師にお尋ねください。

「在宅支援・患者相談窓口」

【受付時間】 月曜日～金曜日(休日を除く) 午前 8：30～午後 5：00

【場所】 みゆきクリニック受付まで